

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
山形スポーツ医療福祉専門学校		平成29年1月18日		川上 浩司		〒 990-0827 (住所) 山形県山形市城南町1-18-10 (電話) 023-674-0660		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人 大原学園		昭和54年4月1日		中本 毎彦		〒 101-8352 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目1番3号 (電話) 03-3292-6266		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成30(2018)年度	-	令和 1(2019)年度	
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率 等)	介護福祉養成校として、介護福祉士資格の取得を目的とした専門学校である。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	2,074 単位時間	1,188 単位時間	850 単位時間	456 単位時間	- 単位時間	- 単位時間
			- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位	- 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
60 人	24 人		0 人		0 %	24 %		
就職等の状況	■卒業者数(C)		9 人					
	■就職希望者数(D)		9 人					
	■就職者数(E)		9 人					
	■地元就職者数(F)		8 人					
	■就職率(E/D)		100 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		89 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %					
	■進学者数		0 人					
	■その他							
	特になし							
第三者による学校評価	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)							
	■主な就職先、業界等							
	(令和6年度卒業生)		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山形県済生会、社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会					
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/yamagata/course/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A：単位時間による算定)							
	総授業時数					2,074 単位時間		
教員の属性(専任教員について記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数					456 単位時間		
	うち企業等と連携した演習の授業時数					120 単位時間		
	うち必修授業時数					2,074 単位時間		
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数					456 単位時間		
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数					0 単位時間		
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)					456 単位時間		
	(B：単位数による算定)							
	総単位数					- 単位		
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数					- 単位		
	うち企業等と連携した演習の単位数					- 単位		
うち必修単位数					- 単位			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数					- 単位			
うち企業等と連携した必修の演習の単位数					- 単位			
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)					- 単位			
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)					1 人		
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)					1 人		
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)					0 人		
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)					0 人		
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)					1 人		
	計					3 人		
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					2 人		

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長、責任者が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
小原 敏之	山形スポーツ医療福祉専門学校山形校 顧問		—
川上 浩司	山形スポーツ医療福祉専門学校山形校 校長		—
酒谷 伸輔	山形スポーツ医療福祉専門学校山形校 副校長		—
志田 誠剛	山形スポーツ医療福祉専門学校山形校		—
加藤 晴美	社会医療法人みゆき会 介護老人保健施設みゆきの丘	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日(2年)	③
峯田 幸悦	一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日(2年)	①

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年8月7日 15:00～17:30

第2回 令和7年12月実施予定 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

第1回の教育課程編成委員会にてご意見いただいた下記項目について改定を進めている。

①実習生として現場においての効果や改めて注意すべき点

実習生を受け入れるという事は改めて職員の介護に関しての根拠を改めて見直す機会となっており大変良い機会となっている。ただ、利用者様ベッドサイドでウトウトしている学生もいたのも事実で、もう少し職員がどのような苦労や想いで実習を受け入れているか理解頂けたらと思うとのご意見を頂いたため、実習前研修並びに日々の学校生活の中で意識づけをしていく。

②介護現場における多職種連携の実態について

市で開催している体操事業等への送迎支援/認知症サポーター活動の実施/市内の中高生を対象としたボランティア受け入れ、体験会の開催/高齢の独居者を対象とした除雪支援事業/花火大会における運営支援・手伝い 等という事で、テキストには載っていないような、授業の中で様々な取り組みについて学生へ伝えることができる現状をご教授頂いた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ②老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③老人、障害施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを理解する。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえうえて、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学習する。	ほっとin福寿草、小規模多機能袖崎、ながまち荘 ほか
介護実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	ホスピタリティトレーニングやアイスブレイキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける学習とする。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学習する。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を身につける。	みゆきの丘、フローラさいせい、おおとみ ほか
介護実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して学習する。	福寿草小荷駄町、福寿乃郷、フローラさいせい ほか

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。また、「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修会の実施
- ②専攻分野の企業や業界団体が開催する研修・講義・勉強会等への参加
- ③大学教授等の専門分野に特化した講師を招いた研修会の実施
- ④学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	終末期における施設での支援の取り組み	連携企業等：	荒川区立特別養護老人ホーム サンハイム荒川
期間：	2025年3月	対象：	介護福祉士コース担当教員
内容	高齢者施設においてニーズが高まっている、終末期の支援について、導入時の留意点、支援のプロセス、利用者や家族とのかわり方、終末期にかかわる職員への支援などについて、施設における実際の取り組みなどを学んだ。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	「夢を叶える」学生を支える	連携企業等：	山形県スクールカウンセラー 吉田裕子様
期間：	2024年12月	対象：	全職員
内容	日常の学級経営における学生指導力の向上のため、学生との関係づくりについて研修を行いました。		

(3)研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名： 福祉施設における虐待防止の取り組みについて	連携企業等：協力施設の施設長等
期間： 2026年3月実施予定	対象：介護福祉士コース担当教員
内容 2024年の介護保険改正において、「高齢者虐待防止の推進」が盛り込まれ、高齢者虐待の防止に向けた更なる対応が求められている。現在、高齢者施設等で実際に行われている高齢者虐待防止に向けた職員への研修や、虐待防止委員会での取り組み、介護現場での取り組み等について、施設における事例や実際の取り組みなどを説明していただく予定。	
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： 学生指導力の向上	連携企業等：山形県スクールカウンセラー 吉田裕子様
期間： 2025年12月実施予定	対象：全職員
内容 日常の学級経営における学生指導力の向上のため、事前に学生指導の悩みを確認し、学生カウンセリングにおける具体的な方法について学ぶ講座を受講予定。	
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針	
自己点検・評価報告書の各項目について概ね高い評価をいただき、特に資格の取得実績及び就職実績から「教育の質の高さを実感できている」との評価と併せて、引き続き質の高い教育を行うための教員研修等「協力は惜しまない」とのお言葉をいただいた。次年度以降の教員研修等の企画に活用し、教職員全体のスキルアップを図る。また、退学率について「改善している」との評価と様々なご意見をいただいた。年々多様化する学生個々の抱える問題や目的・希望に沿った教育を行えるように、一人一人の心情や状況の把握、学生指導をクラス担任だけでなく、職員全体で丁寧に行い、一人でも多くの有益な人材が地元へ定着できるよう教育を行っていく。 地域の行事や文化活動、ボランティアへの積極的な参加姿勢について様々なご意見と高い評価をいただいた。次年度以降もコミュニケーション能力、組織への適応力の向上、地域の一員としての意識定着に向けて、日々の学生指導はもちろんのこと、各種学校行事やボランティア活動を積極的に活用し、社会適応能力を高める環境を継続的に提供していく。	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は、定められているか。 ②育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 ③理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか。 ④社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	①理念に沿った運営方針を定めているか。 ②理念等を達成するための事業計画を定めているか。 ③設置法人は組織運営を適切に行っているか。 ④学校運営のための組織を整備しているか。 ⑤人事・給与に関する制度を整備しているか。 ⑥意思決定システムを整備しているか。 ⑦情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。
(3)教育活動	①理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。 ②学科毎の修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか。 ③教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか。 ④教育課程について、外部の意見を反映しているか。 ⑤キャリア教育を実施しているか。 ⑥授業評価を実施しているか。 ⑦成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか。 ⑧作品及び技術等の発表における成果を把握しているか。 ⑨目標とする資格・免許は、教育課程上で、明確に位置づけているか。 ⑩資格・免許取得の指導体制はあるか。 ⑪資格・要件を備えた教員を確保しているか。 ⑫教員の資質向上への取組みを行っているか。 ⑬教員の組織体制を整備しているか。
(4)学修成果	①就職率の向上が図られているか。 ②資格・免許取得率の向上が図られているか。 ③卒業生の社会的評価を把握しているか。

(5) 学生支援	①就職等進路に関する支援組織体制を整備しているか。 ②退学率の低減が図られているか。 ③学生相談に関する体制は整備しているか。 ④留学生に対する相談体制を整備しているか。 ⑤学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。 ⑥学生の健康管理を行う体制を整備しているか。 ⑦学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか。 ⑧課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ⑨保護者との連携体制を構築しているか。 ⑩卒業生への支援体制を整備しているか。 ⑪産学連携による卒業後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。 ⑫社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。
(6) 教育環境	①教育上の必要性に十分対応した施設・設備・教育用具等を整備しているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等の実施体制を整備しているか。 ③防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ④学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。
(7) 学生の受入れ募集	①高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいるか。 ②学生募集活動を適切かつ効果的に行っているか。 ③留学生の受け入れについて戦略をもって行っているか。 ④入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。 ⑤入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか。 ⑥経費内容に対応し、学納金を算定しているか。 ⑦入学辞退者に対し、授業料等について、適正な取扱を行っているか。
(8) 財務	①学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。 ②学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。 ③教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定しているか。 ④予算及び計画に基づき、適正に執行管理を行っているか。 ⑤私立学校法及び寄付行為に基づき、適切に監査を実施しているか。 ⑥私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。
(9) 法令等の遵守	①法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な運営を行っているか。 ②学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。 ③自己評価の実施体制を整備し、評価を行っているか。 ④自己評価結果を公表しているか。 ⑤学校関係者評価の実施体制を整備し評価を行っているか。 ⑥学校関係者評価結果を公表しているか。 ⑦教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 ②国際交流に取り組んでいるか。 ③学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	留学生の募集
(11)その他	－

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和7年10月6日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			人間の理解Ⅰ	人間の尊厳と自立では、介護福祉を実践するために必要な人間に対する基本的理解を養う。一つは福祉理念の歴史の変遷を学ぶことを通し、人間の尊厳・人権尊重及び権利擁護の考え方を養う。また、本人主体の観点から自立の考え方、自立生活の理解を通しその生活を支える必要性を理解する。	1前	30	1	○			○		○		
2	○			人間の理解Ⅱ	人間関係とコミュニケーションの基礎では、自己理解、他者理解をもとに対人関係とコミュニケーションについて理解する。また、コミュニケーションの技法の基礎を学び、組織におけるコミュニケーションについて理解する。 チームマネジメントでは、ヒューマンサービスとしての介護サービスの特徴を踏まえ、チーム運営の基本や人材育成の管理法の基礎を学習する。	1前	60	2	○			○		○		
3	○			社会の理解	社会の理解では、生活の基本機能とライフサイクルの変化及び家族、社会、組織、地域社会の概念を理解する。その上で、地域社会における生活支援について学び、地域共生社会の実現に向けた制度や施策、社会保障制度、社会福祉と介護保険制度、障害者福祉と障害者保健福祉制度や他の介護実践に関連する諸制度にどのようなものがあるかを具体的に学ぶ。	1前	60	2	○			○		○		
4			○	人間と社会特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間の理解Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○			○		○		
5	○			介護の基本Ⅰ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
6	○			介護の基本Ⅱ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
7	○			介護の基本Ⅲ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その機能と役割である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
8	○			介護の基本Ⅳ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
9	○			介護の基本Ⅴ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
10	○			介護の基本Ⅵ	介護の基本では、介護福祉の基本となる理念を理解し、介護福祉士としての倫理に基づき、その役割と機能である、介護を必要とする人の理解と生活を支えるしくみ、自立支援、介護実践における安全とリスクマネジメント、多職種連携、介護従事者の安全に関して、介護実践の基礎となる知識を理論的に学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
11	○			コミュニケーション技術Ⅰ	コミュニケーション技術では、人間関係とコミュニケーションで学ぶコミュニケーションの基礎的な知識を基盤に、本人及び家族とのよりよい関係性の構築や障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な知識・技術を習得する。介護におけるチームのコミュニケーションについて、情報共有の意義、活用、管理などに関する基本知識・技術を習得する。	1前	30	1	○			○		○		
12	○			生活支援技術の基本	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	1前	60	2		○		○		○		

13	○			日常生活介護Ⅰ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	1前	30	1		○		○		○			
14	○			日常生活介護Ⅱ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	1前	30	1		○		○		○			
15	○			日常生活介護Ⅳ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	1後	30	1		○		○		○			
16	○			介護過程Ⅰ	介護過程では、介護過程の意義・目的及び介護過程展開の一連のプロセスに関する基礎的理解、介護過程とチームアプローチ、個別事例を通じた介護過程の展開の実際について、介護総合演習や介護実習、生活支援技術等他の科目との運動を視野に入れて、介護過程を展開できる能力を養う。	1後	30	1		○		○		○			
17	○			介護総合演習Ⅰ	介護総合演習では、各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、介護実習での学びを深化させるとともに、介護の専門職として思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習とする。	1後	40	2		○		○		○			
18	○			介護総合演習Ⅱ	介護総合演習では、各領域で学ぶ知識と技術の統合、介護実践の科学的探究を通し、介護実習での学びを深化させるとともに、介護の専門職として思考や態度の形成、自己教育力等を養う総合的な学習とする。	1後	40	2		○		○		○			
19	○			介護実習Ⅰ	介護実習では、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチーム一員としての介護福祉士の役割を理解する。 個別ケアを行うために、個々の生活リズムや個性を理解し、利用者のニーズに沿って利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価、計画の修正といった一連の介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合し	1後	##	3		○		○					
20	○			介護実習Ⅱ	介護実習では、個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチーム一員としての介護福祉士の役割を理解する。 個別ケアを行うために、個々の生活リズムや個性を理解し、利用者のニーズに沿って利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価、計画の修正といった一連の介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合し	1後	##	4		○		○					
21		○		介護特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○			○		○			
22		○		介護特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅲ・Ⅳ・日常生活介護Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1前	30	1	○			○		○			
23		○		介護特論Ⅲ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅴ・Ⅵ・日常生活介護Ⅳ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1後	30	1	○			○		○			
24		○		介護実践Ⅰ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1前	30	1		○		○		○			
25		○		介護実践Ⅱ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1後	30	1		○		○		○			
26	○			認知症の理解	認知症の理解では、認知症を取り巻く状況、認知症ケアの歴史や理念等について学ぶ。また、認知症の原因となる主な疾患や症状の特徴を学び、それらによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。さらに利用者個々の特性を踏まえた適切なケアを提供するための知識や支援方法、地域で生活する認知症のある人とその家族の支援体制のあり方、多職種連絡・協働のあり方について学ぶ。	1後	60	2	○			○		○			
27	○			こころとからだのしくみⅠ	こころとからだのしくみⅠでは、介護サービスを実際に提供する際に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころのしくみとからだのしくみの基礎を学ぶ。 こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	1前	30	1	○			○		○			

28	○			こころとからだのしくみⅡ	こころとからだのしくみⅠでは、介護サービスを実際に提供する際に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころのしくみとからだのしくみの基礎を学ぶ。 こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	1前	30	1	○					○		○		
29	○			こころとからだのしくみⅢ	こころとからだのしくみⅠでは、介護サービスを実際に提供する際に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころのしくみとからだのしくみの基礎を学ぶ。 こころとからだのしくみⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、こころとからだのしくみⅠの知識を基に、利用者の身じたくや食事、排泄などの生活を支える介護実践との関係を学ぶ。また、終末期の心身の変化が及ぼす影響、生活支援を行うために必要な基礎的知識を学ぶ。	1後	30	1	○					○		○		
30			○	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1後	30	1	○					○		○		
31	○			レクリエーション基礎	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを理解する。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学習する。	2後	30	1	○					○		○		
32	○			レクリエーション指導	ホスピタリティートレーニングやアイスブレーキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける学習とする。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学習する。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を身につける。	2後	40	2		○				○		○		
33	○			社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して学習する。	2後	30	1		○				○		○		
34	○			情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学習する。	2後	30	1		○				○		○		
35	○			人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30	1	○					○		○		
36			○	人間と社会特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「社会の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2前	30	1	○					○		○		
37			○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2後	30	1	○					○		○		
38	○			コミュニケーション技術Ⅱ	コミュニケーション技術では、人間関係とコミュニケーションで学ぶコミュニケーションの基礎的な知識を基盤に、本人及び家族とのよりよい関係性の構築や障害の特性に応じたコミュニケーションの基本的な知識・技術を習得する。介護におけるチームのコミュニケーションについて、情報共有の意義、活用、管理などに関する基本知識・技術を習得する。	2前	30	1	○					○		○		
39	○			福祉住環境Ⅰ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2後	30	1	○					○		○		
40	○			家事介護	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30	1		○				○		○		
41	○			日常生活介護Ⅲ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30	1		○				○		○		
42	○			日常生活介護Ⅴ	生活支援技術では、ＩＣＦの視点を生活支援に活かすことの意義を理解し、自立に向けた居住環境、移動、身支度、食事、入浴・清潔保持、排せつ、家事、休息・睡眠、人生の最終段階における介護、福祉用具の意義と活用について基礎的な知識技術を学ぶ。	2前	30	1		○				○		○		

[illegible]

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	(卒業の認定) 第22条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。 介護福祉学科 2,074時間(68単位)	1学年の学期区分	2期
	(試験等) 第18条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して行う。 2 各授業科目の成績評価方法については別に定める。 (学業成績) 第19条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。 履修方法： 2 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP(Grade-Point)を与える。 (単位の授与) 第20条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。 2 介護福祉学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。 (1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者 (3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者	1学期の授業期間	24週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。